

2018年3月15日

ご契約者の皆様

引受限度額変更に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2018年3月15日をもちまして、少額短期保険業者における経過措置の適用を終了することにより、これまで引き受けしておりましたご契約の引受限度額を変更することといたしました。

そのため3月15日以前に、次の条件に該当するご契約者様は、次回の更新案内時期に保険契約の変更もしくは選択が必要になります。なお、お手続きに関しては更新案内に記載させていただきます。

- 既契約で引受限度額 1,000 万円超過のご契約者様
- 2 契約以上ご契約いただいております、かつ引受限度額 1,000 万円超過のご契約者様

お手数をお掛けしますが、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

2018年3月16日以降の引受限度額は次のとおりです。

損害保険	1,000万円以下
低発生率保険 (個人の日常生活にともなう損害賠償責任を対象とする保険)	1,000万円以下

以上

【お問い合わせ先】日本少額短期保険株式会社

カスタマーセンター 0120-080-828 (平日 9:00~17:00)